

「農業委員会等に関する法律」が改正。それに伴い、

# 農業委員会制度が変わります。

問い合わせ／農業委員会事務局(金屋庁舎産業課内)

農業委員会等に関する法律が改

正され、平成28年4月1日から施

行されました。施行後の主な改正

点についてお知らせします。

## 農業委員会の担う 役割が強化されます

農地法などに基づく許認可業務に加え、「農地等利用の最適化」の推進に積極的に取り組むことが重点業務となりました。

農地等利用の最適化の推進とは、具体的に次の3点を通じて、農地などの利用の効率化および高度化の促進を行うことをいいます。

- 担い手への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

## 農業委員の 選出方法が変わります

① 公選制(選挙制)から、推薦・公募制に変更

農業委員の選出方法が、町長が議会の同意を得て任命する方法に変わります。

② 農業委員の過半数は認定農業者とする

③ 農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができ、る者を1人以上含める

④ 女性や青年の登用に配慮する

なお、農業委員は農業委員会に出席し審議して、最終的に合議体